

# ヒューマンケア研究学会会則

## 第1章 総則

第1条 (名称) 本会は、ヒューマンケア研究学会 (Japanese Society of Human caring Research) と称する。

第2条 本会の事務局は、理事長が定める。

## 第2章 目的および事業

第3条 本会は、ヒューマンケアに関する学術的発展と教育・普及を図り、人々の健康に貢献することを目的とする。

第4条 本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 学術集会の開催
- 二 学会誌の発行
- 三 研究活動の推進
- 四 その他、本会の目的達成に必要な事業

## 第3章 会員

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

- 一 正会員
- 二 賛助会員
- 三 施設会員に変更
- 四 名誉会員

第6条 (入会) 本学会会員になろうとするものは本会の目的に賛同し、理事会の承認を総会で報告されなければならない。

第7条 賛助会員とは、本学会の趣旨に賛同し、本学会のために特別の援助をなす団体・個人は理事会の議を経て総会の承認を得、本学会の賛助会員とすることができる。

第8条 施設会員とは、本会の目的に賛同する施設に在籍する者であり、理事会の議を経て総会の承認を得、本学会の施設会員とすることができる。

第9条 正会員は、総会に出席し議決権を行使することができる。

- 2 正会員は、会誌に投稿し、学術集会で発表し、かつ会誌等の配布を受けることができる。
- 3 施設会員は、学術集会で発表することができる。但し、会誌への投稿は正会員に限る。会誌などの配布は、施設代表者が受け取ることができる。

第10条 名誉会員は、ヒューマンケア研究学会の発展に関する功績が特に顕著な者で、理事が推薦し、理事会、評議員会の議を経て、総会で承認する。

- 2 名誉会員は、評議員会に出席し意見を述べることができる。
- 3 名誉会員は、会費の納入を必要としない。

第11条 (学会費) 本会に入会を希望する者は、年会費を納入しなければならない。年会費は第31条4項によって定める。

- 2 既納の学会費はいかなる理由があってもこれを返済しない。

第12条 (退会) 退会を希望する会員は、理事会に通告して退会することができる。

- 2 学会費を正当な理由なく2年以上滞納したものは、理事会において退会したものとみなすことができる。

## 第4章 役員

第13条 本会には次の役員をおく。

- 一 理事長 1名
- 二 副理事長 2名
- 三 理事 6名
- 四 監事 2名
- 五 評議員 8名以上

第14条(役員を選出) 本学会役員を選出は、評議員の推薦により、総会において承認を得る。

第15条(役員の任期) 本学会役員任期は、2年とし再任を妨げない。但し、補欠役員任期は、前任者の任期間とする。

第16条(理事長) 本学会理事長は、理事会において理事の中から互選する。

本学会理事長は、本学会を代表する。代表理事に支障がある場合は、副理事長(総務担当)が職務を代行する。

第17条(副理事長) 本学会副理事長は、理事会において理事の中から互選する。副理事長は、代表理事を補佐するとともに、本学会運営の実務を統括する。

第18条(理事) 本学会理事は、理事会を組織し、本学会運営のため次の会務を分掌する。

第19条(監事) 本学会監事は、会計及び会務の執行状況の監査等の会務を執行する。

第20条(評議員) 本学会評議員は、必要に応じて理事長が委嘱する。評議員は、会務の執行を補助する。

## 第5章 会議

第21条 本会の会議は、次の3種類とする。

- 一 理事会
- 二 評議員会
- 三 総会

第22条 理事会は必要により理事長が招集する。

- 2 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 3 理事会の決議に加わることができる理事が書面又は電磁的記録により意思表示をしたときは可決に加わることができる。

第23条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、毎年1回、理事長が召集し、定期学術集会期前に開催する。
- 3 評議員会の議長は、理事長とし、臨時評議員会の議長は会議の都度、出席者の互選によって選出する。
- 4 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 5 評議員会の決議に加わることができる理事が書面又は電磁的記録により意思表示をしたときは可決に加わることができる。

第24条(総会) 本学会理事長は、毎年1回学会員の通常総会を召集しなければならない。総会は、理事長が必要と認めたとき、または学会員の3分の1以上の請求があるときは、臨時総会を開催する。

第25条(総会の成立・議決) 本学会総会は、学会員の2分の1以上(委任状を含む)の出席をもって成立する。総会の議事は出席学会員の過半数をもって決する。

次に掲げる事項については、総会の承認を受けなければならない。

- 一 事業計画および収支予算
  - 二 事業報告および収支決算
  - 三 その他理事会が必要と認めた事項
- 2 総会の議事ならびに承認事項は、会員に通知する。

## 第6章 学術集会

第26条 本会に学術集会会長をおく。

第27条 学術集会会長は理事会の推薦による。学術集会会長は学術集会を主宰する。

第28条 学術集会は年1回開催する。

## 第7章 編集委員会

第29条 本会は学会誌の発行を行うため、編集委員会をおく。

- 2 編集委員会については、別に定める。

## 第8章 会誌等

第30条 本会は、年1回学会誌を発行する。

## 第9章 会計

第31条(予算及び決算) 本学会の予算及び決算は、理事会の議決を経て、総会の承認を得てこれを決定する。学術集会の会計は独立会計とする。

- 2 学術集会の費用は、学術集会参加費等をもって充当する。
- 3 学術集会の決算は、理事会に報告しなければならない。
- 4 本学会の経費は、学会費、寄付金、及びその他の収入をもってあてる。

会費は次の通りとする

年会費	会員	5,000 円
	施設会員	10,000 円
賛助会員	1 口	3,000 円

第32条(会計年度) 本学会の会計年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

第33条(学会費の徴収) 学会費の徴収は毎年行う。

## 第10章 規約の改変及び解散

第34条 本規約を改変し、または本学会を解散するには、学会員の過半数または理事の過半数の提案により、総会出席学会員3分の2以上の同意を得なければならない。

## 付 記

本会則は 平成21年 2月 6日より施行する。  
平成22年 10月 16日より一部改正。  
平成24年 10月 13日より一部改正。  
平成30年 4月 1日より一部改正。  
令和3年 11月 13日より一部改正。